

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第35号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物</u></p> <p>ス～タ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物</u></p> <p>ス～タ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。